平成２６年（再イ）第７号

兵庫県姫路市市川台３丁目１番地　姫路市川５号棟228号室

再生債務者　日野　千鶴(開始決定時の姓松村)

1　決議に付する再生計画案　平成26年６月11日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年７月３日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年７月10日まで

平成26年６月12日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（再イ）第８号

兵庫県姫路市元塩町９番地岡本ビル南棟Ｂ号室

再生債務者　藤原　　聡

1　決議に付する再生計画案　平成26年６月９日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年７月３日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年７月10日まで

平成26年６月12日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（再イ）第３号

三重県伊勢市中村町541番地２　ウエストリバーマンション302号室

再生債務者　河村　真也

1　決議に付する再生計画案　平成26年６月10日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年７月４日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年７月４日まで

平成26年６月13日

津地方裁判所伊勢支部再生係

平成２６年（再イ）第１号

福岡県大牟田市上白川町２丁目450番地　アウスレーゼⅡ202号

再生債務者　田頭　博範

1　決議に付する再生計画案　平成26年６月10日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年７月11日

3　再生計画案に対する回答期間　平成26年７月11日まで

平成26年６月13日

福岡地方裁判所大牟田支部

小規模個人再生による再生計画認可

平成２５年（再イ）第２４号

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢4003番地19

再生債務者　髙柳　忠弘

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　本件再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年６月11日

さいたま地方裁判所熊谷支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第４号

奈良県大和郡山市九条平野町２番38号　Ｌａ　Ｖｉｓｔａ２―106号

再生債務者　朝比奈　匡

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成26年６月13日　　奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１０００８号

神奈川県大和市福田26―30

再生債務者　小林　宏彰

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年６月26日まで

平成26年６月12日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１号

横浜市港北区綱島東５丁目13番３号

再生債務者　山岸　　博

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年６月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年６月27日まで

平成26年６月13日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第５号

愛知県春日井市六軒屋町６丁目195番地

再生債務者　樋口　和久

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年７月３日まで

平成26年６月12日

名古屋地方裁判所民事第２部

会社その他の公告

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので、公告します。

効力発生日は平成二十六年七月二十四日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は平成二十六年六月二十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

また、甲は平成二十六年六月十日をもって旧社名株式会社ペプリスから新社名株式会社ネクセリア・シティフードへ商号変更をしました。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十一日

掲載頁　一七四頁（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十一日

掲載頁　一四八頁（号外第一三三号）

平成二十六年六月二十三日

東京都文京区関口一丁目三番六号

（甲）株式会社ネクセリア・シティフード

代表取締役社長　鈴木　次雄

東京都文京区関口一丁目三番六号

（乙）株式会社リバース

代表取締役社長　河野　郁文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年六月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年６月12日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

会社その他の公告

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので、公告します。

効力発生日は平成二十六年七月二十四日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は平成二十六年六月二十六日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

また、甲は平成二十六年六月十日をもってセリア・シティフードへ商号変更をしました。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十一日

掲載頁　一七四頁（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年六月二十一日

掲載頁　一四八頁（号外第一三三号）

平成二十六年六月二十三日

東京都文京区関口一丁目三番六号

（甲）株式会社ネクセリア・シティフード

代表取締役社長　鈴木　次雄

東京都文京区関口一丁目三番六号

（乙）株式会社リバース

代表取締役社長　河野　郁文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十六年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年六月十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年五月十九日

掲載頁　四十一頁（号外第一〇九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年五月十九日

掲載頁　四十頁（号外第一〇九号）

平成二十六年六月二十三日

横浜市神奈川区反町四丁目三七番地一

（甲）株式会社山木屋

横浜市神奈川区反町四丁目三七番地一

代表取締役　伊藤　寿一

（乙）株式会社山木屋総合住宅管理

代表取締役　伊藤マチ子

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので、公告します。

合併の効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月二十日に終了しております。

この合併に対し異議のある契約者及び債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年六月二十三日

神戸市中央区下山手通六丁目三番二八号

（甲）兵庫県共済協同組合

代表理事　木南　岩男

神戸市中央区下山手通六丁目三番二八号

（乙）兵庫県火災共済協同組合

代表理事　木南　岩男

合併公告

左記組合は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので、公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日であり、両組合の通常総代会の承認決議は平成二十六年六月十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年六月二十三日

福岡県福岡市博多区吉塚本町九番一五号

（甲）福岡県火災共済協同組合

代表理事　城戸津紀雄

福岡県福岡市博多区吉塚本町九番一五号

（乙）福岡県中小企業共済協同組合

代表理事　城戸津紀雄